

令和3年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和3年8月30日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第42号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第43号 瑞穂市手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第44号 瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第45号 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 令和2年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第47号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第48号 令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第49号 令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第50号 令和2年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第51号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第52号 令和2年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第16 議案第53号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第17 議案第54号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第55号 令和3年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第56号 令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第57号 令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第58号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第22 議案第59号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第23 議案第60号 市道路線の廃止について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	広 瀬 守 克	2 番	藤 橋 直 樹
3 番	若 原 達 夫	4 番	北 川 静 男
5 番	関 谷 守 彦	6 番	森 健 治
7 番	森 清 一	8 番	馬 渕 ひろし
9 番	松 野 貴 志	10 番	今 木 啓一郎
11 番	杉 原 克 巳	12 番	棚 橋 敏 明
13 番	庄 田 昭 人	14 番	若 井 千 尋
15 番	広 瀬 武 雄	16 番	若 園 五 朗
17 番	松 野 藤四郎	18 番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都市整備部長	桑 原 秀 幸
調 整 監	宇 野 真 也	環境水道部長	矢 野 隆 博
教育委員会 事務局 長	広 瀬 進 一	代表監査委員	堀 廉
監 査 委 員 事務局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	近 藤 圭 代
--------	---------	-----	---------

開会及び開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） それでは改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、傍聴者につきましては大変申し訳ございませんが、別室での傍聴となりますことを御理解いただきましてよろしくお願い申し上げます。

ただいまから令和3年第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、議席番号10番 今木啓一郎君と13番 庄田昭人君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（広瀬武雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの24日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの24日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（広瀬武雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6件報告します。

まず、2件について議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わりまして、2件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、令和3年5月分、6月分及び7月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

ただし、7月分の報告に釣銭会計の過大収納について意見がありました。環境課の釣銭会計において、5月に50円の過大収納が判明したにもかかわらず、会計課に報告はなく、またその

他の保管金として処理せず、環境課で2か月もの間保管していた。調査により、8月6日に返金処理したそうであるが、今後はこのようなことがないように、公金等取扱基本マニュアルに基づいて処理し、チェック体制の強化等を再徹底し、再発防止に取り組まれないとの意見であります。

その他の項目については、お手元に配付のとおりでございます。

2件目は、市議会議長会関係の報告です。

7月9日に、第286回岐阜県市議会議長会議が飛騨市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。

会議では、令和3年2月5日から令和3年7月8日までの会務報告の後、令和2年度決算の認定など3議案が審議され、いずれも原案のとおり可決または認定されました。なお、次回の岐阜県市議会議長会議は2月頃に本巣市で開催される予定です。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） 以上、報告した2件の資料につきましては、事務局に保管してありますので御覧いただきたいと思います。

続きまして、議員派遣の結果を報告願いたいと思います。

7月12日及び13日にオンラインで開催された一般社団法人日本経営協会主催の行政管理講座につきまして、広瀬守克君から報告願います。

1番 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 改めまして、おはようございます。

議席番号1番、創緑会、広瀬守克でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、広報編集委員4名で参加しました研修について、代表して御報告いたします。

先般、7月12日から13日の2日間、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン研修となり、総合センター4階OA研修室にて受講しました。研修は、議会広報紙の作り方と広聴・デジタル・SNS活用のポイントという地方議員と議会事務局職員向けのNOMA行政管理講座で、6月議会より新しく広報編集委員に選ばれました森清一議員、北川議員、若原議員と私、広瀬守克の4名で研修に参加しました。

講師は、自治体広報アドバイザーの佐久間智之氏でした。1日目は、広報紙、読んでいますから始まり、作ること、やることを目的化し、愛のある広報紙を作ることが重要であると説明がございました。また、市民の方にしっかりと伝えていくこと、読みやすく分かりやすい広報紙にすることを説明がございました。表紙については、タイトル、見出し、配色、デザインで読者に興味を持たせることが必要であると言われました。

2日目は、SNS活用方法、伝わる文章術や、お知らせ欄、特集記事の作り方、そして取材の仕方や写真の撮り方、デザイン、レイアウトの基本を学びました。

2日間で約9時間の講義を受け、広報紙は広く聴くことに力を入れ、市民の皆様が議会に興味を持っていただくよう、分かりやすく読みやすい広報紙を作成していきたいと考えております。

以上で、NOMA行政管理講座の研修報告とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 次に、7月28日及び29日の市町村議会議員研修、自治体決算について、森清一君から報告願います。

7番 森清一君。

○7番（森 清一君） 改めまして、おはようございます。

議席番号7番、創緑会、森清一でございます。

ただいま議長より大津での令和3年度市町村議会議員研修の報告の許可をいただきましたので報告いたします。

先般、7月28日、29日と大津市唐崎にある全国市町村国際文化研修所において、市町村議会議員研修2日間コース、テーマは第2回自治体決算の基本と実践、副題として、行政評価を活用した決算審査を受講いたしました。全国より82名の市区町村議員が参加、岐阜県からは10名、瑞穂市からは私1名でした。講師は稲沢克祐氏で、東北大学卒業、群馬県庁に入庁され、財政課にて予算編成、財政部門に関わられ、自治体国際化協会ロンドン事務所等を経て、現在は関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科の教授であります。現在、秩父市行政経営アドバイザーをはじめ、幾つかの自治体の行政アドバイザーをされております。専門分野は地方財政論、行政評価論、公会計論等であります。

講義の趣旨としましては、予算執行を明らかにする決算ではあるが、最近では予算編成と並び、決算審査の重要性が注目されています。予算編成を見据え、決算審査のあるべき姿について考察し、行政評価や地方公会計によるバランスシート等の財務書類を活用した決算審査について、特に行政評価指標を活用して事務事業の改善ポイントを検討し、予算審議にも活用していく方法など、議員として身につけておきたい決算書類審査のポイント及び財務指標による自治体財政分析の手法を学ぶことであります。

1日目、最初の講義は、決算の意義と審査のポイントで、予算編成、予算執行、決算、そして次の予算へと流れる3年の年月を経て巡る予算循環の中での決算審査の意義、重要性と審査のポイントについて学びました。決算審査における着眼点、基本方針として、1つ目として、当初または補正予算審議との関係から審査すること、2つ目に住民の視点から審査すること、3つ目として全体を捉えてから細部の議論へ、すなわち全体の規模、それから全体の構成を見て、そして各事務事業を見ていくということが大切であるとのことでした。

2番目の講義は、決算審査の実践ということで、決算審査として財務数値、財産、成果のそれぞれの視点からまず分析することが大事で、埼玉県秩父市の一般会計歳入歳出決算書及び附

属書類、決算カード等を使い、決算審査のポイントの説明を受けました。特に、財務数値については、決算規模の年度比較をする、決算収支の状況の年度比較をする、そして予算執行状況を分析する、財政構造の分析をする、地方債及び債務負担行為の状況を分析するなどが重要なポイントであるとの説明でありました。また、財産の状況では、施設等の実態の把握、物品、基金、出資団体等などの検証がポイントであるとのことでした。そして、成果の検証では、行政サービスの達成度や経済性、効率性の観点が必要とのことでありました。

2日目の講義は、まず決算審査の新しいアプローチということで、従来の地方公会計制度の補完として、企業会計で採用されている複式簿記、発生主義による会計方式への転換が進められ、平成30年度には、ほぼ全自治体が統一的な基準によって財務書類4表を公表しており、他の自治体との比較もこれまで以上にしやすくなったとのことでありました。財務書類4表とは、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書であり、特に貸借対照表は、会計年度末における財政状態、すなわち資産保有状況と財源調達状況を示す財務書類であり、資産、負債、純資産といういわゆるストック状況が明確にされていて、そこから次世代に引き継ぐ資産はどの程度あるか、その財源の負担者は誰か、特に次世代に負担を先送りした借金残高はどの程度あるか、また、提供済み行政サービスで次世代に先送りされた負担はどの程度あるかなど、歳入歳出決算書類では説明できない部分を認識することができるものとして、必ず議員として理解しておくことを勧められました。また、それら財務書類4表は、住民等のニーズの目線で資産形成、世代間公平性、持続可能性、すなわち健全性、そして効率性という4つの視点から分析することが必要であるとの説明がありました。

最後の講義としまして、行政評価等を用いた決算審査の実践ということで、行政評価等は、予算編成への活用と総合計画の進捗管理への活用により施策評価につなげていくことが重要である。そして事務事業評価においては、事務事業の必要性や目的を明確にし、事務の活動成果を指標により客観的に分析、評価した上で事務事業の今後の方向性を検討し、具体的な改善や編成につなげることであり、具体例として、名古屋市の事務事業評価表により説明がありました。また、行政評価の外部評価という点では、予算編成を議決できる市民の代表である議会が適任であるとのこととも協調されておりました。

以上、2日間にわたる講義のポイントを述べましたが、講師の体験談に基づいた奥深い内容のものであり、質問等の切り口としても幾つかの事例を挙げながら分かりやすく丁寧に説明をされていました。今回の研修は、コロナ禍における研修でありましたが、私にとって今後の議員活動に非常に役立つ内容であったことを申し述べ、市町村議会議員研修報告とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 次に、8月23日及び24日にオンラインで開催された市町村議会議員研修、自治体予算について、藤橋直樹君から報告願います。

2 番 藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） 議席番号 2 番、創緑会、藤橋直樹でございます。

ただいま議長さんから発言のお許しをいただきましたので、議員研修について代表して御報告させていただきます。

8 月 23 日と 24 日の 2 日間にわたり、全国市町村国際文化研修所主催の市町村議会議員研修、自治体予算を考えるについて研修を受けました。

当初は、滋賀県大津市の研修所で開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からオンラインでの研修となり、瑞穂市の総合センターで受講することになりました。当市議会からは、北川議員、広瀬守克議員と私の 3 人で参加をさせていただきました。

研修講師を務めていただいたのは、2 日間とも武庫川女子大学の経済学部教授の金崎健太郎先生でございました。2 日間とも講義が中心の研修で、今回の研修のポイントは 3 点で、自治体予算の原則、制度、歳入歳出予算の基本的事項やチェックポイントについてでございました。財政診断を基に、持続可能な財政運営方策について、地方公会計の基本的事項を理解し、その活用についてでございました。

研修終了後、質疑応答では、自治体予算ということで細部のチェック項目などにも質疑が及ぶなど活発な質疑があり、参加者の関心が非常に高いと感じました。詳細な研修内容については時間の関係で割愛しますが、今回の研修は、全体的には自治体の予算に関する基礎的・基本的な内容であったため、議員 1 期目の私には大変ありがたく、自分自身の自治体予算に対する考え方や理解の土台ができたような感じがします。今までも自分なりに理解してきたつもりではございましたが、不確実な部分や不安に思っていた部分が解消されたような感じがしました。議員必携には、自治体の当初予算というものは、1 年間に実施したい事務事業にける経費を補う財源を金額で表したもので、歳出は、その年度にどんな市民サービスを行って福祉向上に努めるかを約束したものであり、予算の議決権は議会のみが有する権限であるため、慎重に審議していかなければならないとあります。

今後は今回の研修を生かし、できた土台や基礎にさらに予算や決算についての知識や経験を上積みし、絶えず市民の目線に立ち、市民全体の福祉の向上を目指し、予算審議に努めていきたいと思います。今回は研修に参加させていただき大変ありがとうございました。

これで研修報告を終わらせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） それでは次に、8 月 27 日にオンラインで開催された市町村議会議員セミナー、自治体 SDG s について、馬淵ひろし君から報告願います。

8 番 馬淵ひろし君。

○8 番（馬淵ひろし君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号 8 番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、市町村研修センター主催により行われました市町村議会議員セミナー参加者を代表して御報告申し上げます。

令和3年8月27日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、オンラインにて開催をされました。研修の参加者は、広瀬武雄議長、松野藤四郎議員、若園五朗議員、森健治議員、関谷守彦議員、北川静男議員、若原達夫議員、藤橋直樹議員、広瀬守克議員と私馬渕ひろしの10名です。瑞穂市議会では、令和元年9月より議会から配付されましたタブレットによりまして、データ配付された資料を見ながら研修を受講することができました。

この研修は、テーマを協創で日本創生モデルをつくろう、自治体SDGsと題して、千葉商科大学教授、笹谷秀光氏により10時から11時30分まで講演並びに質疑応答をいただきました。SDGsとは、2015年に国際連合加盟国193か国全ての国が賛成したサステナブル・ディベロップメント・ゴールズ、持続可能な開発目標で、2030年までに世界共通目標として達成し、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っております。

講演の中で強調されましたことは、SDGsは世界の共通言語であり、強力な発信力となるということ、もう一つは、自治体は協創力、連携、協働が発揮されるよう企業、NPOなどを主導してSDGsによる持続可能なまちづくりを行う必要があるということでもあります。

1つ目の、SDGsが世界の共通言語であり、強力な発信力となるということにつきましては、海外の人や他の市町の人々に、例えば瑞穂市で取り組んでいる子ども食堂は、SDGsゴール1「貧困をなくそう」を達成するために行っているんだと発信をすることで理解が進み、納得をしていただくことができる共通言語だということでもあります。共通言語であるSDGsを達成するための社会課題を解決する自治体の施策は、強い発信力のある取組であり、地域の魅力を高めるものであるため、積極的に推進することが地方創生につながるものであるということです。

また、講演では、これからは自治体は協創力、連携、協働が発揮されるよう、企業、NPOなどを主導して、SDGsによる持続可能なまちづくりを行う必要があるということのお話でございます。自治体が協働のプラットフォームをつくり、共通の価値、創造を図り、学びと発信力を持つことが重要である。自治体が解決したいまちの課題を掲示して、企業、NPO、市民団体などに呼びかけ、共に協働してまちの課題を解決していくということが大切であるというお話をお聞きしました。

SDGsは自治体のみならず、企業、NPOなど様々な団体が注目し、様々な活動がされております。SDGsに取り組まない企業は、今後生き残れないとも言われております。その理由として、消費者がエシカル消費を行っていく傾向が強い、また、投資家においてはESG投資と呼ばれる基準で投資先を選び始めていることが上げられます。消費者庁が2019年度に行っ

た調査では、エシカル消費の言葉の認知度は3年前と比べて2倍に上昇、これからの時代に必要なものと捉えている人も半数以上と、エシカル消費に対する関心が高いことがうかがえます。エシカルは、直訳をしますと倫理的や道徳的という意味で、エシカル消費とは、人や地球環境、社会に配慮した消費やサービスを指します。地球や社会に配慮した消費行動へ劇的に変化をさせようという考え方であります。持続可能な消費へのパラダイムシフトになるとも言われております。

SDGs 12「つくる責任、つかう責任」においては、飲食店においてプラスチックのストローを紙のストローに変更することや、児童労働などにより生産される安いコーヒー豆を敬遠し、適正な対価で産地の場所が近いコーヒー豆を購入する動きがあるなど、我々の消費行動にも表れ、それに対応できない企業は生き残れないと言われております。また、投資家においてはESG投資が行われ、ESGとは、エンバイロメント（環境）、ソーシャル（社会）、ガバナンス（企業統治）に配慮をしている企業かどうかを重視、選別して投資を行うということが注目されています。SDGsに取り組まない企業にはお金が集まらず、また従業員の募集においても不利益となるということが言われております。

瑞穂市におきましても、市長、教育長がSDGsを推進していくと議会で発信をされ、瑞穂市の最上位計画である瑞穂市総合計画後期基本計画では、掲げる政策がSDGsの17のゴールのどれに該当するか分類をされ、SDGs推進のファーストステップが踏み出されたものと思っております。講演では、まだ取り組んでいない、この取組が進んでいない自治体も多いと伺いましたので、瑞穂市では総合計画に盛り込まれたことで比較的進んでいる自治体の一つであるということを再認識いたしました。

しかしながら、岐阜県は令和2年度に「SDGsを原動力とした持続可能な清流の国ぎふの実現」というモデル事業でSDGs未来都市に登録をされており、令和3年度には「ぎふシビックプライドとWell-beingに満ちたSDGs未来都市」として岐阜市、「世界を魅了し続ける国際観光都市 飛騨高山の実現」として高山市、「新たな価値を生み出す里山 リ・デザイン、ローカルSDGsみのかも」として美濃加茂市がSDGs未来都市として選定されたことは記憶に新しいところでございます。このようなSDGsに対する機運を利用して、分類することにとどまるSDGsウォッシュとならず、次のステップとして企業、NPOなどと連携、協働して、まちの課題を解決するために連携、協働のプラットフォームをつくり、幅広い主体同士が瑞穂市の未来について語り合い、持続、発展していくSDGs未来都市・瑞穂市モデル事業を策定し、SDGsゴール11「住み続けられるまちづくりを」を中心として、それぞれのゴール、ターゲットに取り組むことが今の瑞穂市に求められていることと思います。

瑞穂市の特徴を生かし、抱えるまちの課題を解決できる独自のSDGs未来都市・瑞穂モデル事業を市長、教育長を先頭に市職員の総力を挙げて、企業、団体、市民を巻き込み、取り組

まれることを強く期待するものであります。

以上で、研修の報告とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第４ 行政報告

○議長（広瀬武雄君） 日程第４、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 改めまして皆様、おはようございます。

それでは、６件の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、令和３年第２回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告をします。

令和３年第２回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る８月２４日、岐阜市もえぎの里多目的体育館において開催され、瑞穂市の議員として出席をしましたので、その状況について報告をいたします。

議案は３件であり、概要は次のとおりであります。

議案第７号令和３年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてであります。

歳入歳出の予算額の総額にそれぞれ１００億７,１５３万１,０００円を追加し、総額２,７４３億３,４２８万６,０００円とするものであります。

歳入は、令和２年度療養給付費の精算に係る国・県・市町村支出金１億４,６３９万３,０００円、繰越金９９億２,５１３万８,０００円であります。

歳出は、令和２年度療養給付費等精算に伴う償還金１００億７,１５３万１,０００円であります。

次に、議案第８号令和２年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計につきましては、歳入総額２億６,３５１万円、歳出総額を２億２,７４３万７,０００円で、差引額は３,６０７万３,０００円となりました。

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金２億２,５１１万６,０００円であります。歳出の主なものは、人件費等の総務費２億２,５９６万７,０００円であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額２,６１８億２,６０２万５,０００円、歳出総額を２,４５７億９,４６２万９,０００円で、差引額は１６０億３,１３９万６,０００円となりました。

歳入の主なものは、市町村支出金４６８億５,８６６万５,０００円、国庫支出金８６６億８,１６２万８,０００円、支払基金交付金９９４億４,１７１万８,０００円、繰越金７６億２,３２３万２,０００円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費2,401億1,744万7,000円、諸支出金40億8,489万3,000円、保健事業費9億2,529万4,000円などであります。

次に、議員議案第1号岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

法律的な行政手続の推進に伴い、押印等に係る規定の見直し等を行うため、規則の一部を改正するものであります。

以上3議案は、質疑・討論もなく、採決の結果、全て可決しました。このほか1件の専決処分報告があり、承認がなされました。詳細については、市民部医療保険課に資料が保管されていますので御覧いただければと思います。

次に、報告第7号専決処分の報告について（損害賠償）の報告をします。

令和2年9月19日、瑞穂市別府1937番1地先の市道のグレーチングのずり落ちが原因の傷害事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき、専決処分をしたものであります。

次に、財政の健全化判断比率等に関する報告を一括して申し上げます。

報告第8号令和2年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告について、報告第9号令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第10号令和2年度瑞穂市水道事業会計資金不足比率の報告について、報告第11号令和2年度瑞穂市下水道事業会計資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和2年度決算に基づき算定した結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、いずれも発生しておりません。実質公債費比率につきましては、前年度より0.4%減の0.2%になりました。よって、ここに監査委員の意見を付して報告をします。

以上、6件についての行政報告をさせていただきました。

○議長（広瀬武雄君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議案第42号から日程第23 議案第60号までについて（提案説明）

○議長（広瀬武雄君） 日程第5、議案第42号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから日程第23、議案第60号市道路線の廃止についてまでを一括議題といたします。

市長、提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 暦は9月に変わろうとしていますが、まだまだ暑い日が続いています。

今年は、東海地方の梅雨明けは7月17日と例年より2日早く明けましたが、梅雨入りが異例の早さだったため、梅雨の期間が統計開始以降最も長くなりました。その後は真夏日、猛暑日、前線の停滞による大雨、コロナ感染爆発と、命に関わる危険な日々が続いております。議員、市民の皆様に残暑のお見舞いを申し上げるとともに、本日、令和3年第3回瑞穂市議会定例会

に御出席賜りましたことにお礼を申し上げます。

例年のように梅雨の末期には、全国どこかで線状降水帯が発生をしています。去る7月3日には熱海市の伊豆山地区で大雨による土石流災害が発生し、大きな被害となってしまいました。多くの方がお亡くなりになられ、今なお行方不明の搜索活動、避難されておられる方がおられます。災害でお亡くなりになられた方々への御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、復興を願っています。

8月13日からは1週間ぐらい、この時期には珍しく前線が停滞し、九州から山陰、東海地方でも大きな被害をもたらしました大雨につきましては、当市では大雨洪水警報が発令されたことにより自主避難所を開設し、河川の増水や市内各所の冠水の発生に備え、14日早朝に災害警戒本部を設置し、警戒に当たりました。市内各所で冠水はありましたが、幸いにも大きな被害もなく済みました。16日の早朝には地震が発生しておりますが、今後もいつ大きな災害が来るか分かりません。とりわけ、これからの時期は台風被害への備えが必要な時期を迎えます。瑞穂市国土強靱化地域計画は、どんな災害が発生した場合でも可能な限り最小化し、迅速に復旧することができるよう策定しております。本計画に基づく事業の実施を通じて、安心・安全な瑞穂市を目指してまいります。

遡りますこと5月31日には、次代を担う若い世代に、被爆の実相を語る平和の象徴として大切に育ててもらい、平和意識の醸成を図ることを目的に、被爆アオギリ二世を穂積北中学校に植樹しました。当日は3名の生徒の代表とともに、平和の輪を広げる願いを込めて植樹式を行いました。生徒代表からは、アオギリ二世を学校に植樹できることで感謝の気持ちを持ち、これからも平和を大切にしていきたいと語ってくれました。

また、8月11日から22日まで平和企画展、知る、学ぶ、語り継ぐを市民センターで開催いたしました。今年で終戦から76年目を迎え、8月6日に広島市で、9日には長崎市で平和祈念式典が開催されました。長崎の平和祈念式典では、被爆者の代表の92歳の方が、今までは被爆した当時を一度たりとも話そうとは思わなかったが、代表に応募したのは、自分の人生の最後の片づけをしたいと、今までの沈黙から命ある限り平和の大切さを語り継ぎたいと語られていました。非核平和都市宣言の瑞穂市としても、戦争を繰り返さないという思いを次世代につないでいきたいと強く感銘いたしました。

さて、今年は東京オリンピックが開催され、日本は史上最多のメダルを獲得し、無事に終わった一方で、全国の新型コロナウイルス新規感染者数が連日2万5,000人を超え、過去最多を更新する感染爆発と言える状態で、医療が極めて逼迫する危機的な状況となっております。国は8月17日、新型コロナウイルス感染防止対策として、8月20日から9月12日までの間、東京都など1都1府3県に加え、京都府などの7府県においても緊急事態措置区域に指定しました。また北海道など1道5県に加え、岐阜県も含む10県を新たに加え、まん延防止等重点措置区域

に指定しました。さらに25日に、緊急事態宣言の対象に岐阜県を含む8道県を、まん延防止等重点措置に4県を27日から追加することを決定しました。

岐阜県においても新規感染者が急増し、連日100人を超え、14日にはオール岐阜「生命の防衛宣言」が出されました。17日には324人と過去最多を更新し、その後も感染爆発が続き、21日には今まで自宅療養ゼロを堅持してきましたが、自宅療養に支援体制を構築し、対応をしています。いま一度、基本的な感染防止対策の継続に加え、人と接触機会を極力減らす取組をオール岐阜で一丸となって徹底していくこととしています。

当市でも、昨日時点での累計は554人の感染者が確認なされています。7月は、1日平均0.26人の感染者でしたが、8月には1日平均5.86人の感染者が確認されており、感染爆発の状態となっています。8月に2回の市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、広報行政無線に加えて市役所庁舎、P L A N T－6においてデジタルサイネージにて啓発、穂積駅にてメディアランナーによる啓発活動を追加しております。コロナ対策の切り札であるワクチン接種についても、ワクチンの供給見通しが立たず個別接種を優先し、少し出遅れ感がありましたが、9月からは集団接種を開始いたします。8月26日現在、64歳以下のワクチン接種も、現在65歳以上を含めた12歳以上で1回目の接種率が約55%となっており、9月末で1回目の接種率を70%に設定して進めております。今後も職員が一丸となり、一人でも多くの市民の皆様に接種していただくよう対応をまいります。

経済情勢に目を向けてみますと、8月16日に内閣府が発表した今年4月から6月のGDP速報値は、物価変動の影響を除いた実質ベースで前年比0.3%増、この成長が1年続いた場合の年率換算では1.3%の増で、2四半期ぶりのプラス成長になりました。新型コロナウイルス拡大に伴う緊急事態宣言を受けて、個人消費の持ち直しは鈍く、全体に伸び悩み、7月、9月期の低成長も続くと思われます。内閣府の7月の月例経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響による厳しさは残るものの持ち直している、先行きについては、感染症の動向も懸念しつつもワクチン接種の進展等によって持ち直しが続くことが期待されるとしています。

瑞穂市の新型コロナウイルス対策事業等の進捗状況につきましては、子育て世代生活支援特別給付金事業、独り親世帯分が、8月末現在で児童492名に給付しています。地方創生臨時交付金のうち中小企業、小規模事業者活性化事業につきましては、瑞穂市商工会の協力の下、多くの事業者の方が申込みをなされ、順調に進んでおります。その他の事業についても順次進めているところになります。

今回、提案いたします補正予算におきましても、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や地方創生臨時交付金事業として市内事業所活性化補助金など、コロナウイルス対策関連の予算を計上させていただいています。

本日の定例会において令和2年度の決算が出そろい、財政状況も明らかになりましたので総

括させていただきますと、実質収支は例年同様、黒字となりました。普通会計ベースで基金積立金現在高は前年度より1,224万7,000円の減額となり、地方債現在高は前年度より1億3,989万8,000円増額となっております。財政指標の状況を見ますと、財政力指数においては前年度とほぼ同数値の0.79となっており、経常収支比率においては前年度より2.7%下がり、83.5%となっております。

昨年度の決算に係る報告は以上ですが、総括して基金は微減、起債は増でしたが、経常収支比率、実質公債費比率とも下がり、財政の体力的に問題はないと思いますが、今年度も昨年に引き続き、コロナウイルス感染症により予算も激しく変動していきますので、慎重な財政運営が必要な状況であると言えます。今後も常に健全財政を意識してまいりますので、議員各位の御理解をお願い申し上げます。

それでは、定例会開会に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、条例改正に関する案件が4件、決算の認定及び剰余金の処分に関する案件が8件、補正予算に関する案件が4件、道路の認定及び廃止に関する案件が3件の合計19件であります。

それでは順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

まず、議案第42号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

新庁舎建設の推進について審議する瑞穂市新庁舎建設検討委員会及び部活動の在り方について審議する瑞穂市地域部活動検討委員会を新設するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第43号瑞穂市手数料条例等の一部を改正する条例についてであります。

デジタル社会の形成を図るため関係法律の整備に関する法律等の公布に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第44号瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉にあるトレーニングルーム及び歩行用温水プールを廃止することに伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第45号瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてであります。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第46号令和2年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額258億7,593万5,000円、歳出総額247億2,733万5,000円、差引額11億4,860万円のところ、翌年度に繰り越すべき財源3億9,927万円を除くと実質収支額は7億4,933万円となりました。

歳入では、前年度と比較すると地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、繰入金等で85

億6,643万4,000円増額となり、地方特例交付金、使用料及び手数料、繰越金等で5億6,974万6,000円減額となり、総額79億9,668万8,000円の増額となりました。

歳出では、前年度と比較すると総務費、民生費、衛生費、労働費、土木費、教育費、公債費で76億4,978万4,000円増額となり、議会費、農林水産業費、商工費、消防費で1億180万8,000円減額となり、総額で75億4,797万6,000円の増額となりました。

次に、議案第47号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額45億6,206万7,000円、歳出総額44億5,618万2,000円、差引額1億588万5,000円となりました。単年度収支は2,160万4,000円の黒字であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税9億9,300万6,000円、県支出金30億2,320万8,000円、繰入金4億3,325万3,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費29億3,645万6,000円、国民健康保険事業費納付金12億6,671万5,000円などであります。

次に、議案第48号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額6億136万1,000円、歳出総額5億8,424万7,000円、差引額1,711万4,000円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4億3,953万7,000円、繰入金1億2,230万6,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億4,159万6,000円であります。

次に、議案第49号令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額2,441万1,000円、歳出総額2,218万円、差引額223万1,000円となりました。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料671万3,000円、一般会計繰入金1,562万2,000円となりました。

歳出は、農業集落排水事業費1,127万円、公債費1,091万円となりました。

次に、議案第50号令和2年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出について、収入総額5億9,025万7,000円、支出総額4億9,782万5,000円となりました。

損益については、純利益6,804万6,000円となりました。また資本的収入及び支出については、収入総額7,744万1,000円、支出総額3億7,918万8,000円となりました。

次に、議案第51号令和2年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定についてであります。

瑞穂市下水道会計では、令和2年度から新たに瑞穂処理区事業に着手しました。収益的収入

及び支出について、収入総額 2 億3,976万1,000円、支出総額 2 億77万1,000円となりました。

損益については、純利益3,808万5,000円となりました。また資本的収入及び支出については、収入総額 1 億6,120万6,000円、支出総額 2 億1,470万7,000円となりました。

次に、議案第52号令和 2 年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金は 1 億4,866万6,000円のうち、減債積立金に600万円、建設改良積立金に 6,200万円を積み立て、8,042万2,000円を資本金に組み入れるものであります。

次に、議案第53号令和 2 年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金のうち、当年度純利益3,808万5,000円を減債積立金に積み立て、減債積立金から振り替えた2,948万7,000円を資本金に組み入れるものになります。

次に、議案第54号令和 3 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 5 号）であります。

地方自治法第218条第 1 項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9 億5,942万6,000円を追加し、総額201億2,426万8,000円とし、地方債の補正を 3 件行うものです。今回の補正では、地方財政法第 7 条の規定により、前年度決算剰余金の処分として財政調整基金積立金 3 億7,500万円を計上しました。

歳入の主なものは、地方交付税を 1 億6,032万3,000円、前年度繰越金を 4 億4,933万円、市債を 1 億8,970万円それぞれ増額し、地方特例交付金を979万3,000円減額しました。

歳出の主なものは、総務費として公共施設整備基金積立て、下水道事業対策基金積立て合わせて 1 億2,600万円を増額し、土木費として用地交渉が完了した道路新設改良費や舗装工事、側溝敷設工事、水路改良などの維持補修工事費など合わせて 1 億2,649万1,000円を増額しました。また民生費として、保育所施設整備費の公私連携型保育所用地購入費を8,900万円、教育費としまして、小学校施設整備費の牛牧小学校駐車場用地購入費を2,000万円計上いたしました。コロナウイルス感染症対策費としては、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種等事業として6,629万3,000円を計上し、地方創生臨時交付金としては、総務費の市内事業所活性化補助金に4,226万円増額しました。この補助金は、コロナ対策臨時交付金事業として、長引くコロナ感染症により疲弊する市内の中小零細事業者への地域経済の振興、活性化を図るため、さらに対応が遅れがちとなっているキャッシュレスへの対応も含んでおり、商工会と協議を重ねてきたもので、商工会へ補助し、循環するものであります。

また、今年度のコロナウイルスの影響により、事業費が減少となった主なものとして、商工費では、ふれあいフェスタの中止により1,031万5,000円の減額、消防費では、県の操法大会の中止などにより非常備消防費736万1,000円を減額しました。

次に、議案第55号令和 3 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億963万6,000円を追加し、総額45億7,738万7,000円とする

ものであります。

歳出の主なものは、基金積立金6,002万2,000円、諸支出金4,588万6,000円の増額などであり
ます。

歳入の主なものは、前年度繰越金1億588万4,000円、繰入金372万8,000円の増額などであり
ます。

次に、議案第56号令和3年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であり
ます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,826万6,000円を追加し、総額6億601万5,000円とするもの
であります。

歳出の主なものは、一般会計繰出金1,799万1,000円であり、歳入は前年度繰越金1,711万
3,000円であります。

次に、議案第57号令和3年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でありま
す。

令和2年度決算額の確定に伴い、歳入予算を組み替えるものであり、前年度繰越金を123万
1,000円増額し、一般会計繰入金を同額減額するものであります。

次に、議案第58号市道路線の認定について（その1）であります。

瑞穂市市道の認定に関する基準第3条第1号の規定により、市道路線を認定するものであり
ます。

次に、議案第59号市道路線の認定について（その2）であります。

瑞穂市市道の認定に関する基準第3条第4号の規定により、市道路線を認定するものであり
ます。

最後に、議案第60号市道路線の廃止についてであります。

県道の路線の変更による既存市道路線の終点変更に伴い、市道路線を廃止するものでありま
す。

以上、19件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議
を賜りまして適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせてい
たいただきます。

○議長（広瀬武雄君） これで提案理由の説明を終わります。

次に、決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 堀廉君。

○代表監査委員（堀 廉君） 令和元年7月1日から代表監査委員を務めております堀廉でござ
います。議員の皆様方、昨年同様よろしくお願いしたいと思います。

私も就任して約2年2か月がたちましたけれども、引き続き公正不偏の態度をそのまま持ち

続けたまま、行政をしっかりと監査していきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

決算審査におきましては、私と議会のほうから選任されました杉原克巳監査委員と2人で監査をさせていただきました。

それでは監査委員を代表しまして、私のほうから決算審査の結果について報告させていただきます。

決算審査の対象につきまして、お手元のタブレットのほうになりますけれども、議案第46号から49号、それから令和3年8月23日のほうで瑞穂監第10号、それから同じく第10号の中で書いていますところの瑞穂市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見の1ページに書いてございますとおり、令和2年度では学校給食特別会計が一般会計に統合されたことにより、一般会計と3つの特別会計、それから財産に関する調書及び基金運用状況に関する調書の6部門を併せて審査をさせていただきました。

それ以外に、議案第50号の、先ほど市長からも説明がございました、瑞穂市水道事業会計決算、それから第51号につきましては、瑞穂市下水道事業会計決算について審査させていただきました。

詳細については後日御覧いただくということにしまして、私のほうからは、決算審査に関しまして、審査の結果と審査の意見について、要点を絞り説明させていただきます。

まず、審査の結果についてでございますが、結果のとおり審査に付された議案第46号から議案第49号の各会計歳入歳出決算書と、それから同事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに議案第50号の瑞穂市水道事業会計の決算と、それから議案第51号の瑞穂市下水道事業会計の決算につきまして、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数につきましては、関係帳簿と照合いたしましたところ、正確であるということを認めました。

続きまして、一般会計及び特別会計の決算総額についてでございます。

歳入につきましては310億6,377万6,384円で、歳出につきましては297億8,994万4,744円でありまして、歳入としましては74億9,052万1,746円、歳出につきましては70億894万6,569円それぞれ増加ということになっております。

歳入歳出差引額でございますが、12億7,383万1,640円であり、翌年度に繰り越すべき財源3億9,927万円を差し引きますと実質収支額は8億7,456万1,640円となりまして、予算の執行状況はおおむね適正に行われているものと認めました。

また、基金の運用状況につきましても4,472万3,493円増加しており、関係帳簿と符合しており、いずれも正確であるということを認めました。

令和2年度は、コロナ禍でのコロナウイルス感染防止など、大変厳しい状況下での自治体運営を強いられてきましたが、事務処理に当たっては部局内での関係法令等の遵守や決裁時のダ

ブルチェックの充実も引き続きよろしくお願いしたいと思います。

一般会計の収入済額ですが、258億7,593万5,668円であり、前年度の178億7,924万7,599円と比較しますと、79億9,668万8,069円増加しましたが、これは依存財源でありますところの国庫支出金が前年度に比較して65億5,349万8,453円と、新型コロナウイルス対策に関する歳入が大幅に増加したものでございます。

項目別に言いますと、まず市税につきましてですが、収入済額は71億4,963万5,093円で、前年度71億4,580万2,605円と比較しますと383万2,488円の増加となりました。

税目別に見ますと、市民税が2,469万9,750円減少しておりますが、固定資産税が2,859万9,610円増加となっております。自主財源の根幹をなす市税の構成比率は27.6%、昨年度は40%ございますが、増減率でいいますと0.1%の増加ということになっております。市民税の収入未済額につきましても、1,831万4,764円増加をしております。

今後につきましては、税收の減収が予測される中におきまして、収入未済の増加を放置しますと将来不納欠損につながる可能性がございます。自主財源の根幹をなす市税の確保については、継続して努力をしていっていただきたいと思いますと思っております。

次に、歳出についてであります。一般会計の支出済額は247億2,733万5,301円であります。前年度と比べますと75億4,797万6,477円増加しました。その中で、負担金それから補助及び交付金につきましては、昨年度実施されました特別定額給付金や商品券発行事業補助金など新型コロナウイルス感染拡大の支援という形で行われまして、前年度と比較しますと63億4,346万7,129円の大幅な増加となっております。また、令和2年度から、先ほども申しましたように学校給食事業特別会計が廃止されて一般会計に統合されております。一般会計に統合されたからということで、単に予算を執行するのではなく、常に収支のバランスの均衡を図った上で健全な学校給食事業運営を行っていただきたいと思いますと思っております。

次に、国民健康保険事業特別会計と後期高齢者医療事業特別会計についてでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、平成30年度より市町村単位による運営ということが県単位化に移行しております。この国民健康保険税につきましては、調定額が12億2,519万1,457円、前年度と比べますと2,374万4,753円の減少となっております。また収入済額も9億9,300万6,271円と調定額の減少額を上回る減少をしております。

今後につきましては、医療費の動向を見据えながら医療費の適正化、それから収納率の向上に取り組んでいただき、国民健康保険事業の健全運営を図っていただきたいと思いますと考えております。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、保険料の収入済額は4億3,953万6,823円と、昨年と比べまして4,639万6,523円増加しております。収入未済額は、若干減少はしているものの、依然として262万2,777円となっております。また、後期高齢者医療広域連合会への納付金も5億4,159万5,652円と増加の一途をたどっております。疾病等の予防や早期発見など期待が

でき、医療費の適正化にもつながるすこやか健診、さわやか口腔健診のさらなる受診率の向上に向け、適正な啓発活動をしていただきたいと思いますと思っています。

次に、農業集落排水事業特別会計についてでございますが、これは昨年と同様、特に申し上げることはございませんが、施設、管路の老朽化による維持管理費の増嵩が避けられない中で、資産台帳等を適切に整備していただきながら効率的な運営を引き続き行っていただきたいと思いますと思っています。

次に、会計事務処理などについてでございます。

会計事務処理などについては、繰越金の収入済額は、当年度、繰越金額を修正したために、予算額に対して322万1,035円の減となっておりますが、予算額そのものは減額の補正をされていない。それと過年度報酬返戻金未済分について、滞納繰越分の調定を計上していない、瑞穂市会計規則に基づいた手続がされていない。それから経理に当たっては、例えば振込先の債権者の誤りがあったとか、検査印がなかったとか、請求金額が誤りだという事例も見受けられております。

規律の緩みというのは、財政事務上のリスクの発見とか予防の妨げ、健全な財政運営の妨げとなる。今後は危機管理意識を持ちつつ、これを機に事務管理の充実を図り、正確な会計処理とすべくチェック体制の充実を図っていただきたいと思いますと思っています。

次に、補助金等についてでございます。

補助金については、事業の実施に当たり公益上必要があると認められる場合に、会費収入等自主財源で賄い切れない部分を交付するとしておりまして、瑞穂市補助金等の交付に関する指針に詳細に記載されております。現実には、この補助金の執行につきまして指針が守られていない事例も見受けられておりますので、補助金の執行に当たっては、再度指針を理解していただいて、法令等の遵守に努めていただきたいと思いますと思っています。

最後に、今後の市政運営についてでございます。

瑞穂市の人口は、令和3年3月末時点で5万5,242人、昨年度と比べまして226人の増加となりました。このうち、65歳以上の人口は1万1,919人でありまして、前年度と比べまして186人の増加となっております。逆に、年少人口ですが8,572人ということで、前年度と比べて144名減少しております。つまり、瑞穂市における人口というものは増加しているものの、瑞穂市の人口構成を見ますと、高齢者が一般的に21%を超えると超高齢社会と言われるんですが、今、21.6%になっております。今後、超高齢社会に突入し始めたんじゃないかという認識をしております。

また、令和3年度は、瑞穂市総合計画後期計画のスタートの年でもあります。自治体運営は、引き続き新型コロナへの対応、それから社会保障費の増嵩への対応、老朽化による公共施設の適正管理への取組、デジタル化に対する行政サービスの推進、それから防災・減災への取組な

ど課題が多岐にわたり自治体運営を進めていかななくてはならないと思われます。コロナ禍においては、経済動向の分析に努め、安定的な財源の確保に努めて計画的な財政運営を行いながら、「誰もが未来を描けるまち瑞穂」の実現に向けて事業に取り組んでいただきたいと思います。

このほか、財政健全化審査、それから農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計につきまして調査しました。財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから将来負担比率を含めまして発生はしておりません。実質公債費比率も昨年度に比べまして、前年度は0.6%であったのが0.2%ということで下がっておるということで、特に指摘すべき事項はございません。これらの健全化判断比率につきましては、特に私のほうから意見を述べる事項はございません。

現実に決算審査の際に、細かい事項についてはその都度口頭で伝えており、早急な改善がされているということを望みまして、私のほうからの報告に代えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（広瀬武雄君） これで、監査委員からの決算審査の意見を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時55分

○議長（広瀬武雄君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第43号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第43号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第43号について（質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） これより議案第43号瑞穂市手数料条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せまして採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようによりしくお願い申し上げます。

それでは、これから議案第43号を採決いたします。

議案第43号瑞穂市手数料条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

延会 午前10時57分